

令和7年度津市木材利用促進事業

新築木造住宅の建築に補助します！！

津市では、市内における地域産材の利用拡大を図るため、本市内で建築される個人住宅を対象に、地域産材を主要部材として使用し、下記の対象要件を満たした場合に主要部材に要する費用をその対象として補助金を交付します。

補助金の交付対象

○補助対象要件（全てに該当すること）

- (1) 市税を滞納していない方であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員と関係を有する者でないこと。

補助の対象となる建築

○対象建築物（全てに該当すること）

- (1) 本市の区域内で建築すること。
- (2) 個人住宅は、申請者自らが居住するものであること。
- (3) 主要部材に地域産材を材積の60パーセント以上または12立方メートル以上使用していること。
- (4) 建築する住宅が併用住宅の場合は、居住部分が延べ床面積の2分の1以上であること。
- (5) 本市の区域内に事務所を有する事業者と請負契約を締結する建築物であること。
- (6) 在来工法により建築される木造建築物であること。
- (7) 補助金の申請年度に着手し、当該年度内に棟上げまで完了する個人住宅であること。
- (8) 津市産の木材を三重県内の製材工場で製材した材を使用すること。

募集棟数及び補助金額

	棟数	補助単価
個人住宅	5棟分	地域産材使用量1立方メートル当たり 25,000円 (上限300,000円)

裏面もご覧ください。

募集期間・応募方法等

○次の期間内に応募してください。

(1) 募集期間

令和7年4月1日から随時募集

午前8時30分から午後5時15分まで受付

※期間内の土・日曜日及び祝日は受け付けません。

※予算が無くなり次第、締切とさせていただきます。

(2) 応募方法等 応募書類を農林水産政策課、林業振興室または各総合支所地域振興課まで提出してください。

応募書類

○応募書類の配布先等

農林水産政策課、林業振興室及び各総合支所地域振興課、またはホームページでダウンロードできます。

注意事項

○建築工事の着手時期

補助金交付決定前に宅地造成を行うことは可能ですが、交付決定書の交付を受けるまでに、基礎工事に着手する場合は、補助金の交付が取り消されますのでご注意ください。

○交付決定の取り消し

交付決定後に要件が満たされなくなった場合には、決定を取り消す場合があります。

○制度のPR、写真撮影の承諾

建築中、建築後の写真を撮影し、市のホームページ等に掲載しますので、予めご承了ください。

事業の内容や、補助の対象のことなど詳しいことは、お気軽にお問い合わせください。



問い合わせ先

〒515-2603

津市白山町川口 892 白山庁舎 2階

農林水産部 林業振興室

TEL 059-262-7025 FAX 059-264-1000

E-mail 262-7025@city.tsu.lg.jp